

動物用医薬品の製造(輸入)の承認について

1 シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラーバデックス1%)

(1) 主成分

シロマジン

(2) 対象動物

鶏

(3) 用法及び用量

本剤の下記量を自動添加機を用いて鶏用飼料に均一に混じて28日間経口投与する。

- ・産卵鶏飼料1トン当たりシロマジンとして、5g(5ppm)ラーバデックス1%；
製剤として500g)

(4) 効能又は効果

産卵鶏舎内のハエの幼虫の駆除

2 食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法(昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。)第23条において準用する第14条第1項の規定による上記動物用医薬品の輸入承認に際しての当該医薬品の食品健康影響評価(食品安全基本法第24条第1項第8号)